

平成 25 年 5 月 31 日

各 位

株式会社足利ホールディングス

自己株式（第 1 種優先株式）の取得枠の設定について

株式会社足利ホールディングス（社長 藤澤 智）は、本日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款第 42 条の定めに基づき、会社法第 156 条第 1 項の規定に基づく自己株式（第 1 種優先株式）の取得枠の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式（第 1 種優先株式）の取得を行う理由

将来における優先配当の負担を軽減することにより、内部留保の蓄積をはかる観点から、自己株式（第 1 種優先株式）を取得する枠を設定するものであります。

2. 自己株式（第 1 種優先株式）の取得枠の内容

(1) 取得対象株式の種類	第 1 種優先株式
(2) 取得し得る株式の数	10,000 株（上限）
(3) 株式の取得価額の総額	26,890,000,000 円（上限）※
(4) 株式を取得できる期間	平成 25 年 6 月 27 日～平成 26 年 3 月 31 日

※第 1 種優先株式を取得するのと引換えに交付する金銭の額は、現時点では、第 1 種優先株式 1 株につき、2,500,000 円に経過配当金相当額（第 1 種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む）で日割計算した額）を加算した額といたします。

（ご参考）平成 25 年 5 月 31 日時点の自己株式（第 1 種優先株式）の保有状況

発行済株式総数	20,000 株
自己株式数	0 株

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

経営企画部 小林、大塚 TEL 028-626-0401・0537